

(1) 国体選手強化・サポート事業実施要項

- 1 目的 国民体育大会において男女総合（天皇杯得点）入賞，女子総合（皇后杯得点）入賞の成績を収めるため，本県国体代表チーム・選手の継続的・計画的な強化活動を推進する。
- 2 主催 千葉県競技力向上推進本部
- 3 主管 当該競技団体
- 4 事業内容 (1) 国体選手強化
 - ①強化練習会
 - ②強化合宿
 - ③県外遠征
 - ④招聘試合（県外優秀チームを招待しての試合）
 - ⑤トップコーチ招聘(2) コーチ等の派遣
(3) 強化コーチ養成支援
(4) その他推進本部が認めるもの
- 5 経費及び
経費の対象 推進本部の委託料により実施する。
 - (1) 各事業内容における選手・指導者等の交通費，宿泊費，消耗品費使用料及び賃借料等その他推進本部が認めるもの
- 6 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し，定められた期日までに推進本部事務局へ提出する。
また、事業終了後2週間以内に報告書を推進本部事務局へ提出する。
- 7 保 険 各競技団体は参加者全員を不測の事態に備え保険加入させること。
- 8 その他 (1) コーチ等の派遣要項，強化コーチ養成支援実施要領については，別に定める。
(2) 事業実施上の留意事項については，別に定める。

①「強化コーチ養成支援」実施要領

- 1 目的 本県競技スポーツ水準の向上のため、各競技団体の競技力向上事業に関わる強化コーチの研修・講習会への派遣や、各団体による研修・講習会等の開催を支援し、各関係団体との連携により強化コーチの資質向上及び養成を図る。
- 2 主催 千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という）
- 3 主管 県小中学校体育連盟・県高等学校体育連盟・該当競技団体
スポーツ科学センター（以下「各関係団体」という）
- 4 支援内容 (1) 研修会への参加
 - ア 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会及び資格更新のための研修会への参加
 - イ 中央競技団体が、開催する研修会への参加
 - ウ 県内外の有力校及び企業等への視察
 - エ 全国レベルの大会視察
 - オ その他推進本部が適当と認める研修会・講習会等への参加(2) 研修会の開催
各関係団体による県内強化コーチ養成のための研修会の開催
- 5 対象者・
対象団体 (1) 各関係団体が責任を持って推薦し、推進本部が認める強化コーチ
(2) 推進本部が認める、強化コーチの資質向上につながる研修会の開催団体
- 6 経費及び
経費の対象 推進本部の委託料により実施
 - (1) 研修会参加費用（宿泊費、交通費、参加費等）
 - (2) 研修会開催のための必要経費
(使用料及び賃借料、消耗品費、講師謝金等)
 - (3) その他推進本部が認めるもの
- 7 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までに推進本部事務局へ提出する。また、事業終了後2週間以内に報告書を推進本部事務局へ提出する。
- 8 その他 事業実施上の留意事項については別に定める。

②コーチ・スポーツドクター・アスレティックトレーナー派遣要領

- 1 目的 競技水準の向上等により各種競技会において監督を補佐するコーチ等の重要性はますます高まっている。本県を代表する選手が国民体育大会において持てる力を十分に発揮できる環境をつくり、「チームちば」を戦略的・包括的にサポートする。
- 2 コーチ・スポーツドクター・アスレティックトレーナーとは
 - (1) コーチの定義
 - ア 競技別実施細目による監督と同等の資格要件を満たし、コーチとして試合に臨む資格のある者。
 - ★ 国体監督と同様、「公認スポーツ指導者資格」有資格者が望ましい。
 - イ 上記以外で大会期間中に監督と一体となって指導に当たる者
 - (2) スポーツドクターの定義
公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター等の資格を保有する者
 - (3) アスレティックトレーナーの定義(以降「トレーナー」という)
スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもと、スポーツ選手の健康管理、障害予防、スポーツ外傷、障害の応急処置、リハビリテーション及び体カトレーニング等を担当するに値するスポーツ医学に関する資格または知識・技能を有する者。
 - (4) 注意事項
大会運営等の視察や競技の応援を行う者については、これらに当たらない。
- 3 派遣要領
 - (1) 資格 上記の定義に適応し、さらに次の条件を満たしている者
 - ア 千葉県競技力向上推進本部が実施する強化事業に積極的に参加している者
 - イ 日頃から強化育成活動(強化合宿等)に参加し、役員・監督・選手から信頼されている者
 - ウ 派遣期間中、常時監督・選手と行動を共にできる者
 - エ コーチについては、帯同期間中の役割が明確となっていること。
 - (2) 派遣人員 原則：各種別若干名
 - (3) 派遣経費・経費の対象・期間：推進本部の委託料により実施する。
 - ア 交通費、宿泊費等
 - イ その他推進本部が認めるもの。
なお、宿泊費の支給(派遣期間)は原則として下記のとおりとする。
関東ブロック大会：競技開始日前日の夕食から競技終了日朝食まで
本大会・冬季大会：開会式前日または競技開始前日夕食から競技終了翌日朝食まで
 - (4) その他
 - ア 宿泊先は各競技監督から連絡する。
 - イ 選手団結団式は参加しないこととする。(トレーナーを除く)
 - ウ 帯同終了後ドクター・トレーナーは実績報告書を提出すること。
- 4 選考について
 - (1) 公益財団法人千葉県体育協会競技力向上委員会において、その資格と役割等から選考し、推進本部へ推薦する。